

災害時の歯科医療救護に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は災害救助法（昭和22年法律第118号）及び秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要がある場合は、秋田県地域防災計画に基づき、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、原則として、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において、救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の可否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

（救護班に対する指揮）

第5条 救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が提供するものとする。

（救護班に対する措置）

第7条 甲は、医薬品の補給、救護班の輸送及び通信の確保等、救護班の救護活動が円滑に実施できるような措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関の決定）

第8条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する

ものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等使用した場合の実費
- (3) 救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

(市町村及び地区歯科医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて行われる市町村救護活動が、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の救護活動が円滑に実施されるよう、地区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(歯科医療救護班の他県からの受入及び他県への派遣)

第12条 甲は、他県に救護班の派遣を要請したときは、乙に対してその旨を伝え、救護活動が円滑に実施できるよう図るものとする。

2 甲は、他県から救護班の派遣についてあっせんの求めがあった場合には、乙に対して協力を依頼することとし、乙は可能な限り、甲に協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月4日

甲 秋田県知事 佐竹 敬久



乙 秋田市川尻町字大川反 17
一般社団法人 秋田県歯科
会 長 藤原 元



災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目

災害時の歯科医療救護に関する協定書(平成28年3月4日締結。以下「協定」という。)第13条の規定により、協定を実施するための細目を次のように定める。

(歯科医療救護班の派遣要請)

第1条 秋田県(以下「甲」という。)が、協定第2条第1項の規定により一般社団法人秋田県歯科医師会(以下「乙」という。)に派遣を要請するときの手段は、問わないものとする。ただし、当該要請後、必ず様式第1号又は様式第1号の2により書面を取り交わすものとする。この場合、要請の効力の発生時期は、派遣要請の意思が乙に伝達されたときとする。

(歯科医療救護班の編成)

第2条 協定第2条第2項に規定する歯科医療救護班の編成は、1班当たり歯科医師2人程度、歯科衛生士2人程度、歯科技工士1人程度を標準とし、災害時の救護活動状況により必要と認めたときは、その他補助を置くことができる。この場合、歯科医師1人を班長とする。

(歯科医療救護活動の報告)

第3条 協定第3条第1項の規定による歯科医療救護計画の提出は、様式第2号により行うものとし、同条第2項の規定による変更後の歯科医療救護計画の提出は、様式第2号の2により行うものとする。

2 乙は、歯科医療救護活動終了後速やかに、歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」(様式第3号)、「歯科医療救護班員名簿」(様式第4号)及び「医薬品等使用報告書」(様式第5号)を取りまとめ、甲に報告するものとする。

(事故報告書)

第4条 乙は、協定第2条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(様式第6号)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第5条 協定第10条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」(様式第7号)により、甲に請求するものとする。

2 協定第10条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が乙を経由して「扶助支給請求書」(様式第8号)により、甲に請求するものとする。

(費用弁償の額)

第6条 協定第10条第1号に規定する費用弁償の額は、「災害救助法施行細則(昭和39年10月1日秋田県規則第38号)」別表第2に定める額とする。

2 協定第10条第2号に規定する実費弁償額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第10条第3号に規定する扶助金については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年3月22日秋田県条例第8号)」に準ずるものとする。

(支払)

第7条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に対し支払うものとする。

別表

医療救護活動の従事者に対する実費弁償

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
歯科医師 歯科衛生士	災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）別表第2に定める額		
歯科技工士	災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）別表第2に定める 歯科衛生士手当に準じた額		
補助職員	歯科衛生士の日当の 2分の1 (100円未満切捨)	一般職の県職員の行政職 給料表による2級の職務に ある者の旅費相当額	一般職の県職員の時間外 勤務手当支給の例による額

(参考) 災害時の医療救護協定実施細目に係る関係例規

○災害救助法施行細則(抄)

昭和三十九年十月一日

秋田県規則第三十八号

(実費弁償の額)

第八条 令第五条の規定による実費弁償の額は、別表第二のとおりとする。

別表第二(第八条関係)

(平二八規則二・一部改正)

実費弁償

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

(一) 日当

- (1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万七千七百円以内
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日当たり一万六千円以内
- (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日当たり一万七千三百円以内
- (4) 救急救命士 一人一日当たり一万三千六百円以内
- (5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万六千七百円以内
- (6) 大工 一人一日当たり二万四千四百円以内
- (7) 左官 一人一日当たり二万二千六百円以内
- (8) とび職 一人一日当たり二万四百円以内

(二) 時間外勤務手当

職種ごとに(一)に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(三) 旅費

職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六十三号)において定める額とし、(一)の(1)、(2)及び(5)に掲げる者については一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による四級の職務にある者の現に受けるべき旅費相当額、(一)の(3)、(4)及び(6)から(8)までに掲げる者については同表による一級の職務にある者の現に受けるべき旅費相当額とする。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。